

## 会社法の時計



立教大学教授  
松井秀征

MATSUI Hideyuki

会社法という法律は、平成17（2005）年、商法から独立する形で制定されました。この18年間、教科書や教材の類も充実してきました。このことに思いを致すとき、私などが由緒正しき法学教室誌で会社法分野の連載を持つ意味はどこにあるのか、と少し悩みもしました（本当です）。そして行きついた結論は、自分の好きなことを伝えるほかない、ということです。

私は、法制度や法解釈の分析を行う際、従前の制度や議論が示された地域や時代の文脈を対象を置き、これを相対化する作業を好んで行っています。この作業により、当たり前だと思っていた制度や議論が、案外当たり前ではないのだ、ということが見えてきたりします。「そんなことは、法解釈を行う者は誰だってやっているじゃないか」と怒られそうですが、当たり前だと思われる制度や議論ほど、実は特定の地域、時代、そして文脈に由来することが忘れ去られがちなのも事実です。

一例をあげてみましょう。取締役会設置会社では、会社法及び定款で定めた事項が株主総会の決議事項となります（会社295条2項）。その趣旨は、会社意思決定の機動性を確保するため、日常業務にかかる意思決定は取締役会に委ねる。

そして、重要事項及び特に会社が株主に決めさせたいと考えた事項は、株主総会で決められる、という点にあります。この規定は、わが国の昭和25（1950）年の商法改正で導入され、その根底には株主が株式会社の所有者である、という戦後間もない当時のわが国の考え方が横たわっています。

この規定に基づいて、わが国の株式会社は、長らく大きな問題もなく運営されてきました。理念的な説明もすっきりしています。しかし、本当に株主は株式会社の「所有者」なのでしょうか。「所有者」は、およそ会社意思決定事項を定款で留保してよいのでしょうか。実は、今のわが国には、このようなことを改めて問うべき状況が存在します。そしてその検討には——73年前——1950年の日本まで時計を戻さなければなりません。

会社法の制度や議論について、場所を飛び越え、時計を巻き戻し、どのような背景からそれが紡ぎ出されたのかを紐解きたい。それによって、読者の皆さんにおいて、会社法の制度や議論を理解する助けになるようにしたい。そのような思いで、この連載に取り組みたいと思っています。どうぞよろしくお願いたします。